

# 三豊市環境基本計画を策定しています

～ みんなの手で、美しく恵み豊かな三豊市の環境をまもり育てていくために ～



環境基本計画とは、「環境基本法」の規定に基づいて“環境の保全に関する基本的な事項を定める計画”のことです。市では、環境基本計画基礎調査を踏まえ、公募委員などによる市民会議や関係課長による庁内委員会、環境保全に関する基本的事項を調査審議する三豊市環境審議会の意見を聞きながら計画の策定作業を進めています。今月号では環境像、理念、各主体の基本的な役割、基本的施策の策定状況をお知らせします。

## 環境像

環境像とは環境基本計画において、三豊市が目指す望ましい環境の姿を表現するものです。環境像は恵み豊かな三豊市の自然を代表する海・川・池などから連想される「水」、田畑・里山・森林・瀬戸の島々などから連想される「緑」を軸に検討しています。

## 理念

理念は環境基本計画の柱となる重要なものです。これらの柱を基に全体が形作られていきます。市では、以下の4つの理念をもとに基本的な施策を展開し、市民、事業者等の各主体が環境に配慮すべき行動指針を整理していきます。

循環型社会の構築

環境の保全と創造

参加と協働

地球環境への貢献

## 基本的な役割

環境配慮指針を決めるにあたり、市、事業者、市民、民間団体の各主体の基本的な役割を明らかにしておくことが重要で、以下のものを各主体の基本的な役割と考えています。



### 1 市の役割

施策の計画的かつ総合的推進  
市民・事業者等との緊密な協力・連携  
県・周辺市町との広域的な取り組み  
環境情報の公表



### 2 事業者の役割

環境に与える負荷の低減  
公害の発生を防止  
地域環境保全活動への積極的な協力



### 3 市民の役割

環境に関する自主的な学習  
日常生活における環境への負荷の低減  
積極的な環境保全活動への参加  
市の環境施策への積極的な参画・協力



### 4 民間団体の役割

自主的・積極的な環境保全活動の推進  
環境保全活動促進のための啓発活動  
環境に係る技術開発・情報の提供  
各主体との連携による環境保全の推進

## 基本的施策の展開

三豊市の環境の現況や市民アンケート結果などを踏まえ、以下の施策体系に基づき基本的施策を検討しています。

### 生活環境

- 1 大気質の保全
- 2 水質の保全・水の循環利用
- 3 騒音・振動の防止
- 4 悪臭の防止
- 5 土壌汚染・地盤沈下の防止
- 6 化学物質への対応

### 共通的基盤的施策の推進

- 1 環境影響評価
- 2 環境に配慮した事業活動
- 3 自主的な環境保全活動
- 4 環境教育・環境学習等
- 5 環境情報の提供

### 廃棄物の適正処理・有効利用

- 1 廃棄物の発生抑制と減量化
- 2 リサイクルの推進
- 3 廃棄物の適正処理の推進
- 4 災害廃棄物の適正処理



### 快適環境

- 1 歴史・文化的遺産等の保全と活用
- 2 快適な生活空間の創出

### 地球環境

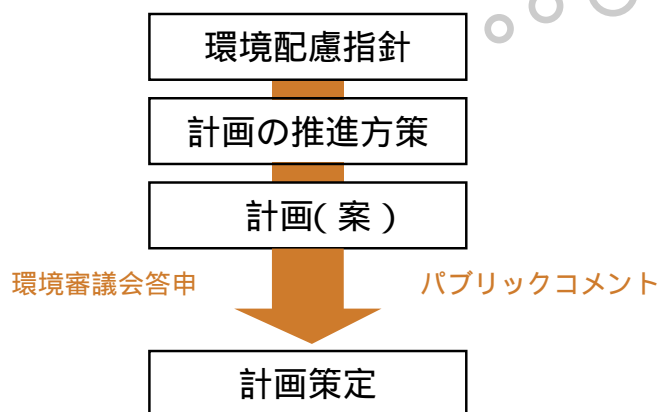
- 1 地球温暖化対策
- 2 その他の地球環境問題

### 自然環境

- 1 多様な自然環境の保全
- 2 生物の多様性の確保
- 3 緑の保全と創出

## 今後の策定作業

今後は「環境配慮指針」「計画の推進方策」を検討したうえで計画（案）を作成します。この計画（案）について、市民の皆さんのご意見（パブリックコメント）をいただくこととしています。実施についてはあらためてお知らせします。



### [市民の環境配慮指針の例]

- ・冷房は28 以上、暖房は20 以下を目安として設定し、過度の冷暖房をやめましょう。
- ・お風呂の残り湯は、洗濯水や打ち水などに使用しましょう。
- ・シャンプーや洗剤、調味料などは、詰め替え可能な製品を購入しましょう。

## 環境問題への取り組みをシリーズでお知らせします！

1月に実施した、三豊市環境基本計画策定のための市民アンケート調査の結果から、三豊市民は地域の公害や自然環境の問題については、「水質汚濁」「ごみ・廃棄物問題」「ダイオキシン類などの有害化学物質」などに、また地球環境問題では、「地球温暖化」「オゾン層破壊」「食料・水資源問題」などに関心があることがわかりました。

市民アンケート調査の集計結果は、市ホームページ <http://www.city.mitoyo.lg.jp/> でご覧になれます。

環境問題への取り組みは、市民の皆さんの参加と協働なくして成り立つものではありません。そこで皆さんの関心の高い環境問題について、市内の状況や市の取り組みなどを次回よりシリーズでお知らせします。